

行田都市計画用途地域の変更（行田市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

決定告示年月日 平成 年 月 日

							行田市
種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層住居 専用地域	約 17.1 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	約 1.5%
小 計	約 17.1 ha						約 1.5%
第一種中高層住居 専用地域	約 159.7 ha	20/10以下	6/10以下				約 13.8%
小 計	約 159.7 ha						約 13.8%
第一種住居地域	約 515.5 ha	20/10以下	6/10以下				約 44.5%
小 計	約 515.5 ha						約 44.5%
第二種住居地域	約 47.0 ha	20/10以下	6/10以下				約 4.1%
小 計	約 47.0 ha						約 4.1%
近隣商業地域	約 23.5 ha	20/10以下	8/10以下				約 2.0%
小 計	約 23.5 ha						約 2.0%
商業地域	約 51.3 ha	40/10以下	(8/10以下)*				約 4.4%
小 計	約 51.3 ha						約 4.4%
準工業地域	約 194.0 ha	20/10以下	6/10以下				約 16.7%
小 計	約 194.0 ha						約 16.7%
工業地域	約 11.3 ha	20/10以下	5/10以下				約 1.0%
	約 14.0 ha	20/10以下	6/10以下				約 1.2%
小 計	約 25.3 ha						約 2.2%
工業専用地域	約 56.6 ha	20/10以下	5/10以下				約 4.8%
	約 69.0 ha	20/10以下	6/10以下				約 6.0%
小 計	約 125.6 ha						約 10.8%
合 計	約 1,159.0 ha						100%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

*：建築基準法の規定による

理由 本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、平成25年6月に埼玉県が定めた「都市計画道路の検証・見直し指針」に基づき、社会状況の変化に伴う都市計画道路の必要性、構造の適正さについて再検証を行った結果、用途境界として設定していた都市計画道路が廃止となることから、現況道路を用途境界の基準線として新たに設定し、それに基づく用途地域へ変更するものである。
よって、行田都市計画用途地域を変更する。